

1312

安全保障理事会決議一四八三
(二〇〇三)(イラク制裁解除)
(抄)

採 択 二〇〇三年五月三日(四対〇、欠席一)

安全保障理事会は、

同理事会の従前のすべての関連する決議を想起し、イラクの主権及び領土保全を再確認し、また、イラクの大量破壊兵器の武装解除及び最終的には武装解除を確認することの重要性を再確認し、イラク国民が自由な自らの政治的将来を決定し自らの天然資源を管理する権利を強調し、また、これらのことが可能となる状況を可能な限り早急につくり出すことを支持するすべての関係する当事者のコミットメントを歓迎するとともに、イラク人が自らを統治する日が早急に訪れなければならないとの決意を表明し、

すべてのイラク市民に対して民族、宗教又は性別にかかわらず平等な権利と正義を与える法の支配に基づいた代表政府を形成するためのイラク国民による努力を奨励し、また、この関連で、二〇〇一年一〇月三十一日の決議一三二五(二〇〇〇)を想起し、この点に関するイラク国民の最初の多数を歓迎するとともに、この関連で二〇〇三年四月一五日のナシリアの声明及び二〇〇三年四月二八日のバグダッドの声明に留意し、

人道的救済、イラクの復興及び代表制による統治のための国家及び地方の組織の回復及び設立において、国連が重大な役割を果たすべきであることを決意し、

(中略)

イラクの前政権により行われた犯罪及び残虐行為に対する責任の所在を明らかにする必要性を確認し、

(中略)

アメリカ合衆国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の常駐代表発安全保障理事会議長宛二〇〇三年五月八日付け書簡(S/2003/538)に留意するとともに、統合された司令部(当局)の下にある占領国としてのこれらの諸国の関係国際法の下での特定の権限、責任及び義務を認識し、

さらに、占領国でないその他の諸国が当局の下で現在活動している、又は将来活動しうることに留意し、さらに、当局の下で要員、機材及びその他の資源を提供することにより、イラクの安定及び安全に貢献する多くのクウェート国民及び第三国の国民の所在が、

一九九〇年八月二日以降、依然として明らかでないことを懸念し、

イラクの情勢は、改善されたものの、引き続き国際の平和及び安全に対する脅威を構成すると認定し、国際連合憲章第七章の下に行動して、

一 加盟国及び関係機関に対し、制度を改革し国家を再建する努力につき、イラク国民を援助するとともに、本決議に従いイラクにおける安定及び安全の状況に貢献するよう訴える。

二 その立場にあるすべての加盟国に対し、国連及びその他の国際機関のイラクのための人道アピールに直ちに応え、食糧、医療品並びにイラクの経済インフラの復興及び復旧に必要な資源を提供することによってイラク国民の人道とその他の要請を満たすよう支援をするよう要請する。

三 加盟国に対し、犯罪及び残虐行為に責任があるとの疑いのあるイラクの前政権の構成員に安全な避難所を提供することを拒否し、それらの者に法の裁きを受けさせる行動を支援するよう訴える。

四 当局に対し、国際連合憲章及びその他の関連国際法に従い、特に、安全で安定した状態の回復及びイラク国民が自らの政治的将来を自由に決定できる状態の創出に向けて努力することを含む、領土の実効

的な統治を通じてイラク国民の福祉を増進すること

五 すべての関係者に対し、特に一九四九年のジュネーブ諸条約及び一九〇七年のハーグ陸戦規則を含む国際法上の義務を完全に遵守するよう要請する。

六(八)略

九 国際的に承認された代表政府が、イラク国民により樹立され当局の責任を引き受けるまでの間、イラク国民が、当局の支援及び特別代表の協力を得て、自ら運営する移行行政機関としてのイラク暫定行政機構を形成することを支援する。

一〇 本決議及びその他の関連決議の目的を果たすために当局により必要とされるもの以外のイラクに対する武器及び関連物資の売却又は供給に関する禁止措置を例外として、決議六六(一九九〇)及び一九九二年一〇月二日の決議七七八(一九九二)を含むその後の関連決議により設定されたイラクとの取引及びイラクへの金融又は経済資源の提供に関するすべての禁止措置は、もはや適用されないことを決定する。

一一 イラクがその武装解除の義務を果たさなければならないことを再確認し、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国に対し、この点に関する自らの活動につき同理事会に報告するよう懇請し、さらに一九九一年四月三日の決議六八七(一九九二)、一九九一年二月一七日の決議二一八四(一九九二)及び二〇〇二年二月八日の決議一四四二(二〇〇二)に規定される国連監視検証査察委員会及び国際原子力機関の権限を再検討する同理事会の意思を強調する。

一二 イラク中央銀行の保有するイラク開発基金が設立され、同基金の国際諮問監視理事会により認可された独立した公認会計士により監査されることに留意するとともに、事務総長、国際通貨基金専任理事アラブ社会経済開発局長及び世界銀行総裁の正式な資格を有する代表者が含まれる当該国際諮

一三 閣監視理事会の早期の会合を期待する。
 一四 さらには、イラク開発基金の資金は、当局の指示により、イラク暫定行政機構と協議の上、下記の一四項の規定に定められた目的のために支出されることに留意する。

一四 イラク開発基金は、イラク国民の人道上の要請を満たすため、イラクのインフラの修復及び経済再建のため、イラクの武装解除の継続のため、イラクの民政の行政機能の費用のため、及びイラク国民に恩恵を与えるその他の目的のために、透明性のある方法で使用されることを強調する。

一五 (略)

一六 また、事務総長に対し、当局と調整しつつ、本決議の採択から六箇月間、二〇〇三年三月二八日の安全保障理事会決議一四七二(二〇〇三)及び二〇〇三年四月二四日の決議一四七六(二〇〇三)の下でのその責任の執行を継続し、現在実施中のオイル・フォード計画(計画)をこの期間中に最も費用効果的な方法で本部レベル及び現場の双方で終了し、以下の必要な措置をとることを含め、計画の下での残されたいかなる活動の運営責任も当局に移行することを要請する。

(a) (f) (略)

一七 (略)
 一八 本決議の採択をもって、イラクからの石油及び石油製品の輸出の監視を含む、計画の下で事務総長により実施されている観察及び監視活動に関する機能を終了させることを決定する。

一九 上記第一六項の規定で求められている六箇月間決定に従い設置された委員会を終了させることを決定し、さらに、同委員会は下記の第三項の規定に言及されている個人及び団体を特定することを決定する。

二〇 この決議の採択の日以降、イラクからの石油、石油製品及び天然ガスのすべての輸出販売は、国際

市場における最良の慣行に一致させること、また透明性を確保するために上記の第二二項の規定に言及されている国際諮問監視理事会に報告する独立した公認会計士による監査を受けることを決定し、さらに、下記の第二一項の規定に定められる場合を除き、

二一 さらには、上記の第二〇項の規定に言及されているような販売から得られるすべての収益は、国際的に承認されたイラクの代表政府が適切に樹立されるまで、イラク開発基金に入金されることを決定する。

二二 さらには、上記の第二〇項の規定に言及されている収益の五％は、決議六八七(一九九一)及びそれ以降の関連決議に従い設置された賠償基金に入金され、また国際的に承認されたイラクの代表政府及び国連賠償委員会の運営委員会が、賠償基金に支払いがなされることを確保する方法に対する権限の行使において別途の決定を行わない限り、この規定は適切に樹立された国際的に承認されたイラクの代表政府及びいかなる後継政権をも拘束することを決定する。

二三 国際的に承認されたイラクの代表政府の設立の意義及び上記第一五項の規定に言及されているイラクの債務の再編成の迅速な完了が望まれることに留意しつつ、さらに、安全保障理事会が別途の決定を行わない限り、二〇〇七年二月三十一日まで、イラク原産の石油、石油製品及び天然ガスは、権利が最初の購入者に移転するまでの間、訴訟手続から免除され、いかなる形式の差押え、債権差押え及び執行の対象とはならないこと、すべての国家が、それぞれの国内法制度の下で、この保護を確保するために必要となるいかなる措置もとること、及び、それらの売却から生じる収益及び債務は、イラク開発基金と同様に、国連が享受するものと同等の特権免除を享受することを決定する。

二四 上記の特権免除は、本決議が採択された日以降に生じる石油流出を含む生態系への事故に関連して査定される損害賠償責任を果たすためにそれらの収益又は債務に対して請求することが必要となるいかなる法的手続きにも適用しない。

二三 (a) 本決議採択の日にはイラクの領域外に所在するイラクの前政府又はその国家組織、企業若しくは機関の資金又はその他の金融資産又は経済資源、(b) サッダム・フセイン又は前イラク政権のその他の政府高官及びそれらの近親の家族の構成員それらの者又は彼らの代理として若しくは彼らの指示により行動する者により、直接的又は間接的に、所有又は支配される団体も含む)によりイラク領外に持ち出され又は獲得された資金又はその他の金融資産又は経済資源が存在するすべての加盟国は、それらの資金又はその他の金融資産又は経済資源を凍結し、また、これらの資金又はその他の金融資産なく凍結し、

また、これらの資金又はその他の金融資産なく凍結し、資源自体がこれまで司法、行政又は仲裁上の担保又は判決の対象となっていない限り、即時にイラク開発基金に移管するものとし、別段の言及のない限り、民間の個人又は非政府団体による移管された資金又はその他の金融資産に関する請求は、国際的に承認されたイラクの代表政府に対して提示すること

ができることと了解することを決定する。さらに、そのようなすべての資金又はその他の金融資産又は経済資源は、第二二項の規定の下で与えられるのと同様の特権免除及び保護を享受することを決定する。

二四 事務総長に対し、本決議の履行に関する特別代表的活動及び国際諮問監視理事会の作業を要請するともに、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国に対し、本決議の下での努力について同理事会に対して定期的に通報するよう懇願する。

二五 採択から一二箇月以内に本決議の履行につき評価し、必要となる更なる措置を検討することを決定する。

二六 加盟国並びに国際機関及び地域機関に対し、本決議の履行に貢献するよう要請する。

二七 この問題に引き続き関与することを決定する。